

# 熊野町の国民健康保険

国保はこれまで、各市町が独自で運営をしていましたが、国保制度を将来にわたって守り続けるため、2018年4月から制度改革が行われ、広島県もその運営に加わりました。（**国保の県単位化**）



## 国民健康保険財政運営のしくみ

保険証を使って病院を受診する時、窓口で支払う自己負担額以外の費用(保険給付費)は、国や県からの補助金や、保険税などを財源に、各市町が支払いをしています。各市町は、それぞれの保険給付費を支払えるように、保険税を決定していました。

国保は、加入者の年齢構成が高く医療費(保険給付費)が高額化する一方で、働く世代が少ないことから、保険税収入は伸び悩み、加入者の保険給付費が急増した場合に財源が不足するなど、財政運営が不安定でした。

そこで県は、保険給付費に必要な金額を全額、交付金として各市町へ支払い、財政運営を安定化させます。代わりに県は各市町に対し、交付金の財源となる納付金を決定し、保険税率を決定するための参考として、標準保険税率を示します。

### 県→町

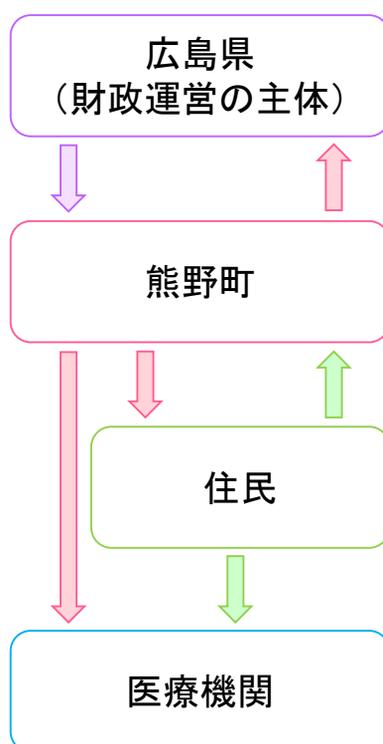
- ◆財政運営
- ◆保険給付に必要な費用を交付
- ◆市町ごとの納付金を決定し、標準保険税(料)率を示す

### 町→住民

- ◆保険証発行
- ◆保険給付・保険事業の実施
- ◆保険税率の決定・賦課・徴収

### 町→医療機関

- ◆交付金を財源に、保険給付費の支払い



### 町→県

- ◆保険税等を財源に、納付金の支払い

### 住民→町

- ◆加入・脱退の手続き
- ◆保険税の支払い

### 住民→医療機関

- ◆窓口で自己負担額の支払い

国民健康保険(以下、国保)は、日本に住んでいる全ての人が、いつでもどこでも医療保険の適用を受けられるための大切な仕組みの1つです。



## 都道府県単位で資格を管理

国保の資格管理についても、県単位で行われるようになります。そのため、県内の他の市町へ転居した場合でも、資格の喪失や取得は生じませんが、保険証自体はお住まいの市町で新たに発行の手続きが必要です。

県単位化により、保険証の様式が一部変更されたり、高齢受給者証(70~75歳の方)が保険証と一体化されています。



## 高額療養費の多数回該当

国保では、医療費の自己負担が限度額を超えた場合に、その超えた分が支給される高額療養費制度があります。

過去12か月以内に高額療養費の支給が4回以上(多数回該当)ある場合、自己負担限度額が引き下げられますが、これまでは、他市町へ転居した場合は資格喪失となるため、該当回数を通算できませんでした。

しかし、県単位化に伴い、県内の他の市町に転居した場合でも資格は継続されるため、転居前と同じ世帯であると認められた時は、高額療養費の多数回該当が通算され、負担が軽減されることがあります。

県内の他市町へ転居。

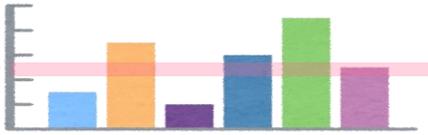
《例》	5月	6月	7月	8月	9月	10月
これまで	1回目	2回目	3回目	1回目	2回目	3回目
これから	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目

県内で転居した場合でも、該当回数が引き継がれる。

# 国民健康保険税について

これまで、市町によって医療費や所得の水準が異なる中、各市町が個別に保険税率を決定していたため、保険税は異なっていました。2018年度以降の保険税については、公平性を確保するため、県が示す標準保険税率等を参考に、各市町が保険税率を決定します。将来的には、**同じ所得水準・世帯構成であれば、県内どこに住んでいても同じ保険税額になること**を目指す方針となっています。

統一



熊野町はこれまで、県内の他市町に比べて保険税率が低めであったため、税率を段階的に引き上げる必要があります。



## 保険税の計算方法

国民健康保険税は、国保加入者の人数と、前年中の総所得金額等によって世帯ごとに計算します。

$$\text{医療保険分} + \text{後期高齢者支援金分} + \text{介護保険分 (40~64歳)} = \text{保険税 (年間)}$$

「医療保険分」「後期高齢者支援金分」「介護保険分」の各区分ごとに、それぞれ以下の式により算出します。

所得割額

$$\text{世帯の基準総所得} \times \text{税率 (\%)} +$$

均等割額

$$\text{世帯の被保険者数} \times \text{税率 (円)} +$$

平等割額

$$1 \text{ 世帯あたりの定額税率 (円)}$$

★県が示す標準保険税率を参考に、収納率や被保険者数を勘案して、最終的な税率を決定します。

★税法上の扶養控除や社会保険料控除などの「所得控除」は国保税の計算では適用されません。

毎年度（4月～翌年3月分）の保険税は、毎年7月中旬頃に決定します。年度内に転出や社会保険への加入等があった場合は、月割計算します。

国保制度を守るために..

これ以上保険税(料)が引き上がらないようにするために...



## 保険税は納期限内に納めましょう

みなさんから徴収した保険税を納付金として、県に納めることとなりますが、収納率の低迷が改善されなければ、税率の引き上げが避けられません。また、一定期間以上保険税を納付されない場合は、滞納処分や被保険者証を返還して頂くことがあります。



現在納付書でお支払されている方は、納付忘れを防ぐためにも、口座振替をおすすめします！



## 特定健診・特定保健指導を活用しましょう

40歳以上75歳未満の国保被保険者を対象に、特定健診を実施しています。1年に1回特定健診を受診し、健康管理に努めましょう。健診を毎年受診している人は、受診していない人よりも医療費が安い傾向にあります。



## ジェネリック医薬品で節約を



ジェネリック医薬品は、新薬の特許期間が経過した後に製造される医薬品で、研究開発にかかる費用を抑えることができる分、新薬に比べて安くなり、家計の負担を抑えることができます。

ジェネリック医薬品が普及し、医療費が軽減されれば、国保財政負担が軽減され、安定化に役立ちます。



## 国保のお問い合わせは熊野町役場へ

- ☺ 国保の資格や保険給付(高額療養費等)のことは・・・  
住民課保険年金グループ (082-820-5604)
- ☺ 保険税に関することは・・・  
税務課町民税グループ (082-820-5603)

